

埼玉県連合教育研究会会則

- 第1条（名称） 本会は、「埼玉県連合教育研究会」と称し、事務局を会長指定の場所に置く。
- 第2条（目的） 本会は、埼玉県内における各種教育研究団体の活動を促進すると共に、相互の連絡を緊密にし、本県教育の振興を図ることを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 教科等の研究に関すること
 - (2) 教科等の調査に関すること
 - (3) 研究成果並びに資料等の作成刊行に関すること
 - (4) 教員の研修に関すること
 - (5) 地域教育研究団体並びに教科等研究団体の連絡提携及び調整に関すること
 - (6) その他目的達成に必要な事項
- 第4条（組織） 本会は、県内の小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校の教員をもって会員とする。
地域教育研究団体並びに教科等研究団体をもって組織する。
- 第5条（機関） 本会に次の機関を置く。
評議員会 常任理事会 理事会
- 第6条（役員） 本会に次の役員を置く。
会長1名 副会長5名 常任理事若干名 理事若干名 評議員若干名
監事3名
- 第7条（役員員の任務） 本会の役員員の任務は、次のとおりである。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。必要に応じ会議を招集する。
会長は、その会議の議長を指名する。
 - (2) 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - (3) 常任理事 常任理事は、常任理事会を構成し、主として次のことを行う。
 1. 会長より付託された事項
 2. 理事会提出議案の作成
 3. 各教育事務所管内の連絡調整及び負担金等の集約
 4. 本部との連絡
 - (4) 理事 理事は、理事会を構成し、主として次のことを行う。
 1. 評議員会提出議案の作成・審議等
 2. 評議員会で付託された事項の処理
 3. その他必要な事項
 - (5) 評議員
 1. 評議員は、評議員会を構成する。評議員会は議決機関である。
 2. 評議員会は、毎年1回以上開き、次の事項を審議決定する。
 - イ 会則並びに規程の改廃
 - ロ 事業報告の承認並びに事業案の審議決定
 - ハ 決算報告の承認並びに予算案の審議決定
 - ニ 会長・副会長・監事の選出
 - ホ その他必要事項
 - (6) 監事は、会務並びに会計を監査する。

- 第8条（役職員の選出）（1）会長、副会長、監事は評議員会において選出する。
（2）常任理事は、各教育事務所単位に選出された理事及びさいたま市から選出された理事をもって充てる。
（3）理事は、各教育事務所単位及び教科等研究団体グループ毎に評議員より選出する。
（4）評議員は、地域教育研究団体並びに教科等研究団体の代表者をもってこれに充てる。
- 第9条（顧問） 本会は、顧問を置くことができる。顧問は、理事会において推薦し、評議員会に報告するものとする。
- 第10条（役職員の任期） 本会の役職員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条（会議） 理事会及び評議員会は、1/2以上の出席者をもって成立し、議事は、その過半数をもって決する。
- 第12条（経費）（1）本会の経費は、会費・負担金及び補助金をもって充てる。
（2）本会は、教科等研究団体にそれぞれの予算の執行を委任する。
- 第13条（会計年度） 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第14条（事務局）（1）本会に事務局を置く。
（2）事務局に事務局長及び幹事を置き、幹事は、会長在籍校の職員及び埼玉県連合教育研究会職員をもって充てる。
（3）事務局長及び幹事は会長が指名する。
- 第15条（事務局長等）（1）事務局長は、会長の指示に従い会務を統理する。
（2）幹事は、事務局長の指示に従い会務を処理する。
- 第16条（会則変更） 本会則の変更は、評議員会の議決による。
- 附 則 （1）本会則によるほか、各構成団体の自主性が尊重される。
（2）本会の教科等研究団体並びに本会の運営に関する諸規程は別に定める。
（3）埼玉県を会場とする教科等研究団体の関東地区・東日本・全国等研究大会等の開催については、事前に本会に連絡または承認を要する。
（4）本会則は、昭和39年1月18日より施行する。
（5）本会則は、昭和48年4月1日より改正施行する。
（6）本会則は、昭和50年12月9日より改正施行する。
（7）本会則は、昭和51年6月19日より改正施行する。
（8）本会則は、昭和55年4月1日より改正施行する。
（9）本会則は、平成2年6月22日より改正施行する。
（10）本会則は、平成3年6月19日より改正施行する。
（11）本会則は、平成10年10月23日より改正施行する。
（12）本会則は、平成10年10月30日より改正施行する。
（13）本会則は、平成11年6月23日より改正施行する。
（14）本会則は、平成13年6月19日より改正施行する。
（15）本会則は、平成15年6月17日より改正施行する。
（16）本会則は、平成16年4月1日より改正施行する。
（17）本会則は、平成23年6月24日より改正施行する。
（18）本会則は、平成30年6月13日より改正施行する。

埼玉県連合教育研究会教科等研究団体に関する規程

1. 会則附則第2項により本規程を設ける。
2. 本会の教科等研究団体は、次のとおりとする。
 - ①埼玉県国語教育研究会
 - ②埼玉県書写教育研究会
 - ③埼玉県社会科教育研究会
 - ④埼玉県算数数学教育研究会
 - ⑤埼玉県理科教育研究会
 - ⑥埼玉県音楽教育連盟
 - ⑦埼玉県美術教育連盟
 - ⑧埼玉県保健体育研究会
 - ⑨埼玉県英語教育研究会
 - ⑩埼玉県道徳教育研究会
 - ⑪埼玉県特別活動研究会
 - ⑫埼玉県進路指導・キャリア教育研究会
 - ⑬埼玉県学校視聴覚教育連絡協議会
 - ⑭埼玉県教育心理・教育相談研究会
 - ⑮埼玉県特別支援教育研究会
 - ⑯埼玉県学校図書館協議会
 - ⑰埼玉県中学校技術・家庭科教育研究会
 - ⑱埼玉県小学校家庭科教育研究会
 - ⑲埼玉県生活科・総合的な学習の時間教育研究会
3. 教科等研究団体は本会より予算の配分を受けるものとする。
4. 教科等研究団体は年度はじめに予算、決算、事業内容を本会に報告するものとする。
5. 本規程の変更は評議員会の議決による。

- 附 則
- (1) この規程は、昭和39年1月18日より施行する。
 - (2) この規程は、平成3年6月19日より改正施行する。
 - (3) この規程は、平成14年6月26日より改正施行する。
 - (4) この規程は、平成25年6月19日より改正施行する。
 - (5) この規程は、平成26年6月24日より改正施行する。

埼玉県連合教育研究会旅費、謝金に関する規程

1. 旅費支給規程
 - (1) 計算の基準
 - ① 会員以外の講師および助言者
鉄道賃・車賃を合せて「交通費」とし、5,000円とする。
但し、先方の指示がある場合は、指示のとおりとする。
遠方の場合は、特急料金等を加味した金額とする。
宿泊料 1泊13,000円程度実費
 - ② 会員
埼玉県の職員の旅費に関する条例に準ずる。
 - (2) 支給額の決定
 - ① 前述の計算による合計額を支給するものとする。
但し、当分の間、打ち切り旅費を支給することがある。
 - (3) 旅費支給の対象となる会務または行事は、会長、教科等研究団体長が指定する。
 2. 講師謝金支給規程
 - (1) 中央講師 1時間 20,000円（講師旅費は別支給）
 - (2) 地方講師 1時間 10,000円（講師旅費は別支給）
- 附 則
- (1) この規程は、昭和39年1月18日より施行する。
 - (2) この規程は、平成4年6月24日より改正施行する。
 - (3) この規程は、平成13年6月19日より改正施行する。
 - (4) この規程は、平成30年6月13日より改正施行する。

埼玉県連合教育研究会会費負担金に関する規程

1. 会則附則第2項により本規程を定める。
2. 本会の負担金は、地域教育研究団体より8月末日まで納入するものとする。

(1) 納入の基準は、学校を単位にして次の表の示すところによる。

10学級まで	20学級まで	21学級以上
2,500円+ (500円×教員数)	3,000円+ (500円×教員数)	3,500円+ (500円×教員数)

(2) 小中併設校は、1校とする。

3. 本規程の変更は、評議員会の議決による。

- 附 則
- (1) この規程は、昭和39年1月18日より施行する。
 - (2) この規程は、平成2年6月22日より改正施行する。
 - (3) この規程は、平成13年6月19日より改正施行する。
 - (4) この規程は、平成29年6月16日より改正施行する。

理事選出に関する細則

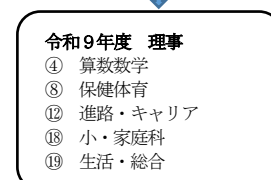
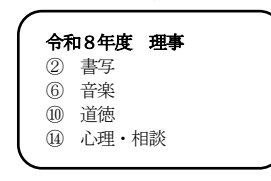
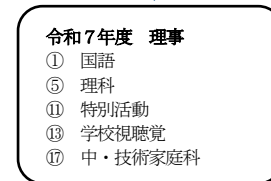
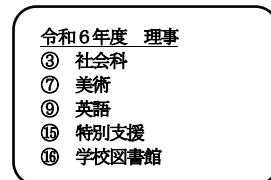
1. 第8条(役職員の選出)第2項による常任理事・理事選出方法は、次のとおりとする。

【常任理事】 各教育事務所単位

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 南部教育事務所管内 | 2名 |
| (2) 北部教育事務所管内
(旧秩父教育事務所管内1名含む) | 3名 |
| (3) 西部教育事務所管内 | 2名 |
| (4) 東部教育事務所管内 | 2名 |
| (5) さいたま市教育委員会管内 | 1名 |

【理事】 教科等研究団体グループ (各グループから1研究団体が順番に理事となる)

- | | | | |
|-----|---|-----------------------|---|
| (1) | ① | 埼玉県国語教育研究会 | } |
| | ② | 埼玉県書写教育研究会 | |
| | ③ | 埼玉県社会科教育研究会 | |
| | ⑯ | 埼玉県生活科・総合的な学習の時間教育研究会 | |
| (2) | ④ | 埼玉県算数数学教育研究会 | } |
| | ⑤ | 埼玉県理科教育研究会 | |
| | ⑥ | 埼玉県音楽教育連盟 | |
| | ⑦ | 埼玉県美術教育連盟 | |
| (3) | ⑧ | 埼玉県保健体育研究会 | } |
| | ⑨ | 埼玉県英語教育研究会 | |
| | ⑩ | 埼玉県道徳教育研究会 | |
| | ⑰ | 埼玉県中学校技術・家庭科教育研究会 | |
| (4) | ⑪ | 埼玉県特別活動研究会 | |
| | ⑭ | 埼玉県教育心理・教育相談研究会 | |
| | ⑰ | 埼玉県学校図書館協議会 | |
| | ⑱ | 埼玉県小学校家庭科教育研究会 | |
| (5) | ⑫ | 埼玉県進路指導・キャリア教育研究会 | } |
| | ⑬ | 埼玉県学校視聴覚教育連絡協議会 | |
| | ⑮ | 埼玉県特別支援教育研究会 | |



埼玉県連合教育研究会基金管理運営規程

1. 会則附則第2項により本規程を設ける。
 2. 本会は、教科等研究団体の特定の用途に充てるための基金を設ける。
 3. 基金は、この規程に基づいて管理運営する。
 4. 基金の収入は、次のとおりとする。
 - (1) 会員の会費をもって充てる。
 - (2) 基金から生ずる益金を充てる。
 5. 基金は、金融機関に預金として預け入れ、会長が管理する。
 6. 基金の運用については、次の各号による。
 - (1) 教科等研究団体に対する配分金支給のための一時支出金
 - (2) その他本会の目的達成のための必要な経費
 7. 基金については、毎年本会の会計監査を受け、評議員会に報告するものとする。
 8. 基金運用方法、その他必要な事項は細則で定める。
 9. この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は理事会で定める。
- 附 則 (1) この規程は、平成2年6月22日より施行する。
(2) この規程は、令和6年6月11日より改正施行する。

埼玉県連合教育研究会基金管理運営細則

1. この細則は、埼玉県連合教育研究会基金管理運営規程に基づき、基金の運用方法、その他必要な事項を定めるものとする。
 2. 基金は、本会の経理の円滑化を図るために、毎年度当初の端境期（4月から7月まで）において、教科等研究団体に対する配分金支給に充当するための資金（以下つなぎ資金）として、一時支出することができる。
 3. このつなぎ資金としての支出金は、後日一般会計予算から返済して基金の口座に還元するものとする。
 4. このつなぎ資金から得られる益金は、すべて基金の口座に繰り入れて積み立てるものとする。
 5. このつなぎ資金の決算については、毎年本会の会計監査を受けなければならない。
 6. その他本会の目的達成のための必要な経費の支出については、理事会の承認を得なければならない。但し、全国大会・関東大会の加算配分金及び旅費特別配当については、支出できるものとする。
- 附 則 (1) この細則は、平成2年6月22日より施行する。
(2) この細則は、平成21年6月26日より改正施行する。